

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年5月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：ジブチ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：電力供給改善計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年7月下旬～2014年5月中旬

2 参加要件

海外における送変電設備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月5日から2013年6月7日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月5日から2013年6月10日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年6月21日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 ：7月上旬
- (5) 契約交渉 ：7月上旬～7月中旬

5 業務の目的

ジブチ国は、年率5%以上の経済成長を近年遂げており、今後も堅調な経済成長を維持すると見られている。この経済成長を裏付けるように、ジブチ市内においては大規模な商業施設や産業施設の開発が計画されており、2009年に70MWだったジブチ市の電力需要は、2009年の世銀調査によれば、2012年には100MW、2016年には150MWに急増する見込みである。ジブチ政府は自国内での発電能力（約100MW、2011年時点）の強化を図っているものの、当面は2011年5月より開始したエチオピアからの買電の量を増加させることで国内電力需要の増加に対応することを計画している。しかし、既存設備のキャパシティでは、今後の買電量増加への対応が難しく、効率的な電力供給能力の強化がジブチ政府の喫緊の課題となっている。

特に、ジブチ政府はジブチ市内の漁港地区において新規のホテルや工場等の産業施設の建設を含む再整備事業を計画しており、この計画によれば漁港地区における深刻な電力不足が見込まれる。また、ジブチ電力公社(EdD)はイスラム開発銀行などから資金援助を受け、ジブチ市郊外のジャバナス地区に新たなディーゼル発電所の建設を計画しており（第1フェーズとして75MW分の発電機設置）、2015年の完成が予定されているが、新発電所の稼働後は送電等の容量不足が予測される。このため、ジブチ政府は、漁港地区における新たな変電所（63kV/20kV）の建設、およびジャバナス地区とジブチ市内を繋ぐ新規送電線（63kV）の建設（リスク回避の観点から既存送電線とは別ルート）、という無償資金協力の要請を日本政府に対し提出した。

また、現在我が国の拠出金により、国際海事機関（International Maritime Organization：IMO）がジブチ国沿岸警備に係るトレーニングセンターをジブチ市郊外のドラレ地域（市内より約10km）に建設中であるが、ジブチ政府による電気及び水道の敷設工事が実施されず、センターとしての機能が十分に果たされない可能性が危惧されている。このため、ジブチ政府による負担事項の実施を側面支援するために、既存配電網（*センターから約2km市内寄りの住宅地までは配電網が整備済み。）から同センターまでの配電線の延伸にかかる技術調査の実施により、必要な設計・積算に関するジブチ側への情報提供が期待されている。

以上を踏まえ、本調査は、ジブチ政府より提出された要請内容（新規変電所および新規送電線の建設計画）につき、その緊急性・妥当性・必要性について確認するとともに、当該要請プロジェクトを我が国の無償資金協力にて実施すると想定した場合に必要な、概略設計、概略事業費積算、調達・施工計画等を含むプロジェクト計画の立案を行うことを目的として実施する。また、本調査においては、合わせて、ジブチ市内よりドラレ地域のIMOトレーニングセンターまでの配電線延伸にかかる必要な技術調査を行う。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
ジブチ市
- (2) 相手国関係機関
ジブチ電力公社(EdD)
- (3) 業務内容
ア プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認
イ プロジェクトの実施体制の確認
ウ サイト状況(自然条件等)調査

- エ プロジェクト内容の計画策定
- オ 環境社会配慮
- カ 相手国負担事項の整理
- キ プロジェクトの維持管理計画の策定
- ク プロジェクトの概略事業費の積算
- ケ 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理
- コ プロジェクトの評価方法の検討
- サ 対象候補コンポーネントの優先順位づけの確認

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2013年7月下旬)
- (2) 現地調査結果概要-1 (2013年8月下旬)
- (3) 現地調査結果概要-2 (2013年11月上旬)
- (4) 準備調査報告書(案) (2014年2月中旬)
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 (2014年2月中旬)
- (6) 機材仕様書 (2014年2月中旬)
- (7) 概要資料 (2014年3月下旬)
- (8) 準備調査報告書 (2014年4月中旬)
- (9) デジタル画像集 (2014年4月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 送変電計画 (評価対象予定者)
- (2) 変電設備 (評価対象予定者)
- (3) 送配電設備 (評価対象予定者)
- (4) 潮流解析
- (5) 施工計画 / 積算
- (6) 調達計画 / 積算
- (7) 環境社会配慮

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 通訳(日本語-仏語)の配置を認める予定
- ・ 本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。